

名古屋市市税条例及び名古屋市市税減免条例の一部を改正する条例をここに  
公布する。

令和8年4月1日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第81号

名古屋市市税条例及び名古屋市市税減免条例の一部を改正する条  
例

(名古屋市市税条例の一部改正)

第1条 名古屋市市税条例(昭和37年名古屋市条例第45号)の一部を次のよう  
に改正する。

「第3節 軽自動車税

第1款 通則(第54条・第55条)

第2款 環境性能割

第1目 課税標準及び税率(第55条の2 - 第55条の4)

第2目 申告納付等(第55条の5 - 第55条の7)

第3款 種別割

第1目 税率(第56条・第56条の2)

第2目 賦課及び徴収(第57条 - 第68条)

「第3節 軽自動車税(第54条 - 第68条)」に改める。

目次中

を

」

第2章第3節第1款の款名を削る。

第54条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車をいう。以下同じ。）に対し、その所有者に課する。

第54条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第55条中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削る。

第2章第3節第2款を削る。

第2章第3節第3款の款名並びに同款第1目及び第2目の目名を削る。

第56条（見出しを含む。）、第56条の2（見出しを含む。）、第57条（見出しを含む。）、第58条の見出し及び同条第1項、第59条（見出しを含む。）、第59条の2（見出しを含む。）、第60条の見出し及び同条第1項並びに第61条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第62条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第2項中「の規定により軽自動車税を課されない原動機付自転車等の所有者」を削り、「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第63条第1項第3号中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第16条の3及び第16条の4を削る。

附則第17条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号に規定する」を削り、「以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という」を「ガソリンを内燃機関の燃料として用いる軽自動車をいう。以下この項において同じ」に、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第19条第2項及び第3項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

(名古屋市市税減免条例の一部改正)

第2条 名古屋市市税減免条例(平成20年名古屋市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第461条、第463条の23」を「第456条」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「の種別割」を削り、同項第3号中「以下同じ。」を削り、同条第3項中「の種別割」を削る。

第9条の2及び第9条の3を削る。

第10条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「軽自動車税の種別割の」を「軽自動車税の」に、「軽自動車税の種別割額」を「軽自動車税額」に改め、同条第2項中「の種別割」を削る。

第11条(見出しを含む。)中「の種別割」を削る。

附則第12条を削り、附則第13条を附則第12条とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の名古屋市市税条例及び第2条の規定による改正後の名古屋市市税減免条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

3 施行日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(過料に関する経過措置)

5 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる軽自動車税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。